塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色　柱形
灯　質　群閃黄光　毎二〇秒に五閃光
光　度　実効光度八五カンデラ
光達距離　五・〇海里
点灯年月日　平成二十二年七月二十二日
記　事　一　附属施設　レーダー反射器
二　東北地方整備局酒田港湾事務所管理

○海上保安庁告示第百八十五号

航路標識の設置について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年九月二日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名　称　徳山下松港ＳＢＴ一号出荷桟橋施設灯
位　置
所在地　山口県徳山下松港第三区（ＳＢＴ一号出荷桟橋外端）
北　緯　三四―〇一―二九
東　経　一三一―四七―二五
灯　質　モールス符号白光　毎八秒にＵ（・・―）
光　度　実効光度一〇〇カンデラ
光達距離　五・〇海里
明弧全度
高　さ　平均水面上から灯火まで九・七メートル
点灯年月日　平成二十二年七月二十七日
記　事　周南バルクターミナル株式会社管理

○海上保安庁告示第百八十六号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年九月二日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名　称　九地整苅田港神ノ島南灯浮標
位　置
所在地　福岡県苅田港（苅田港東防波堤灯台の南方約九〇〇メートル）
北　緯　三三―四七―二〇
東　経　一三一―〇〇―四三
廃止年月日　平成二十二年七月二十八日

○海上保安庁告示第百八十七号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年九月二日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名　称　野埼灯台
位　置
所在地　鹿児島県熊毛郡屋久島町（口永良部島野埼）
北　緯　三〇―二九―〇九
東　経　一三〇―〇八―五二
変更した事項　光達距離　実効光度三九〇カンデラ
変更年月日　平成二十二年七月二日
記　事　一時変更

名　称　大阪府淡輪港口第一号灯浮標
位　置
所在地　淡輪港西防波堤灯台（大阪府泉南郡岬町）の北方約八九〇メートル
北　緯　三四―二〇―四八
東　経　一三五―一〇―五四
変更年月日　平成二十二年七月二十一日
記　事　一時撤去中のところ復旧

名　称　小松島東防波堤北方照射灯
位　置
所在地　徳島県徳島小松島港小松島区（小松島東防波堤北灯台）
北　緯　三四―〇〇―四九
東　経　一三四―三五―五九
変更した事項　業務休止
変更年月日　平成二十二年七月二十三日
記　事　一時変更

名　称　苅田港神ノ島東第二号灯浮標
位　置
所在地　福岡県苅田港（苅田港東防波堤灯台の東方約六四〇メートル）
北　緯　三三―四七―五六
東　経　一三一―〇一―一一
変更した事項　位　置
所在地　福岡県苅田港（苅田港東防波堤灯台の東北東方約五八〇メートル）
北　緯　三三―四七―五八
東　経　一三一―〇一―〇八
変更年月日　平成二十二年七月二十八日

○関東地方整備局告示第三百四十六号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「法」という。）第七十六条の十において読み替えて準用する法第四十四条の規定により、登録建築物調査機関から建築物調査の業務を行う事業所の所在地の変更の届出があったので、法第七十六条の十において準用する法第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十二年九月二日

関東地方整備局長　菊川　滋

一　登録番号　関東地方整備局長２
二　登録建築物調査機関の名称　株式会社　神奈川建築確認検査機関
三　住所　神奈川県相模原市南区相模大野七丁目八番十号
四　変更する年月日　平成二十二年九月一日
五　変更後の建築物調査の業務を行う事業所の所在地　株式会社　神奈川建築確認検査機関本店　神奈川県相模原市南区相模大野七丁目八番十号　川崎支店　神奈川県川崎市中原区新丸子町９１５番地　横浜支店　神奈川県横浜市中区尾上町四丁目５７番地

○北海道開発局告示第百十八号

平成十四年北海道開発局告示第六十四号（渚滑川水系渚滑川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた件）により定めた渚滑川水系渚滑川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を変更したので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第三項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、北海道開発局及び同局網走開発建設部に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月二日

北海道開発局長　高松　泰

国会事項

衆議院

辞令

（国際部国際会議課長）衆議院参事　木引　卓実

願により本職を免ずる（八月三十一日）

人事異動

内閣

○外務大臣臨時代理解職　国務大臣　仙谷　由人

外務大臣岡田克也帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

○農林水産大臣臨時代理解職　同　前原　誠司

農林水産大臣山田正彦帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に農林水産大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（以上八月三十日）

（農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長）農林水産技官　池田　一樹

（農林水産省生産局畜産部畜産振興課草地整備推進室長）同　小林　博行

（農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課長（併）消費・安全局）同　**湍**井　豊

（内閣府官民人材交流センター主任調整官）内閣府事務官　髙野　浩文

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（各通）（八月三十一日）

国家公務員制度改革推進本部事務局

駒崎　源喜

国家公務員制度改革推進本部事務局参事官の併任を解除する（八月三十一日）